

## 令和7年度 町内会・自治会 新役員名簿

オンラインでの届出  
もご検討ください

裏面の町内会・自治会長名簿にかかる個人情報の取扱いについてを必ずご一読ください。

## 1 町内会・自治会情報及び会長様について

町内会 番号	(フリガナ) 町内会・自治会名				
役員任期	令和 年 月 ~ 令和 年 月 まで				
フリガナ		住 所	〒 ー 宇治市		
氏名					
電話番号①	電話番号② (※1)	メールアドレス (※2)			
※1 ①が不通だった際に使用します。※2 市の関係各課にも電話番号及びメールアドレスを共有させていただきます。					
希望する連絡手段	電話 / メール	※緊急時は電話する場合があります			
組数	( ) 組	回覧物数	( ) 部	所属連合名 (未加入の場合は「単独」)	( )
加入 世帯数	( ) 世帯	全世帯 配布物数	( ) 部	小学校区名 (複数の場合は全て)	( )
日常使用している町内会・自治会の会議場所					
※ ( ) 内は前回報告時のものです。内容に変更がある場合は、二重線での訂正をお願いします。					

## 2 会長様の個人情報の取り扱いについて (裏面の取り扱いをご確認ください。)

以下の(ア)～(エ)について申請があったとき、個人情報を提供してよろしいか伺います。

- (ア) 近隣の開発や騒音、交通規制の案内等 ( 提供する ・ しない )
- (イ) 地域住民や他の町内会・自治会、転入者等からの裏面4つの用途 ( 提供する ・ しない )
- (ウ) 公共的団体(団体名裏面記載)からの公益的な目的 ( 提供する ・ しない )
- (エ) 議員(国及び地方議会議員)から当該地域における課題の対応等にあたり、個別具体的かつ相互に連絡・調整が必要となる場合 ( 提供する ・ しない )

【個人情報の提供について、その他要望がございましたら、記入してください】

- ( )
- ※ 提供しないとされた場合も、個人情報提供申請者の申し出により提供の可否についてお尋ねする場合があります。
- ※ 法令に基づく事業の実施に必要とするものについては、要望に応えることができません。

## 3 送付物について

※メール送信を希望された送付物についても紙面で送付を行う場合があります。

送付物のメール送信について(会長のみ)※	送付物の別送先の指定について
希望する / しない(どちらかに「○」)	指定する / しない(どちらかに「○」)
メール送信を希望する送付物(希望するものに☑) <input type="checkbox"/> 会長宛文書 <input type="checkbox"/> 回覧物 <input type="checkbox"/> 配布物	別送先に送付を希望する送付物(希望するものに☑) <input type="checkbox"/> 会長宛文書 <input type="checkbox"/> 回覧物 <input type="checkbox"/> 配布物
別送先氏名	
別送先住所	宇治市

## 町内会・自治会長名簿にかかる個人情報の取扱いについて

町内会・自治会長との連絡調整を円滑に行うために町内会・自治会長名簿を作成しております。

ご報告いただきました名簿の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき本紙のとおり取扱いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 使用目的

＜ご報告いただきました名簿の個人情報は次の用途で使用します＞

- 宇治市実施機関等（以下参照）からの情報発信やご協力の依頼のため  
＜市長（公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 ※議会を除く＞
- 市政の推進のため（事業の案内や通知など）

## 外部への情報提供

＜次の場合については、会長の同意を得たものに限り、情報提供をすることがあります＞

- (ア) 近隣の開発や騒音、交通規制の案内等に使用するために申請があった場合
- (イ) 地域住民や他の町内会・自治会、転入者等から以下の用途のために申請があった場合
- 町内会・自治会相互の連絡のため（隣接町内会との協議や活動の相談など）
  - 新たに町内会・自治会へ加入を検討するため
  - 転入者や転居者に対して町内会・自治会長を紹介するため
  - 地元町内会・自治会が含まれる任意の団体の連絡調整のため
- (ウ) 次の公共的団体から公益的な目的に使用するために申請があった場合
- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ① 宇治市社会福祉協議会 | ② 学区福祉委員会       |
| ③ 青少年健全育成協議会 | ④ 地区コミュニティ推進協議会 |
| ⑤ 民生児童委員協議会  |                 |
- (エ) 議員（国及び地方議会議員）から当該地域における課題の対応等にあたり、個別具体的かつ相互に連絡・調整が必要となる申請があった場合

※(ア)～(エ)以外で公益上の理由により市が情報提供を必要と認める場合、提供について町内会・自治会長様に確認させていただく場合があります。

※上記(ア)～(エ)に関わらず、国・府及びその機関から事業の実施に必要なため申請があった場合は、情報提供いたしますので、ご理解ください。